

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

〔第1問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 20 点）

【事例】 平成 30 年 6 月 10 日午前 6 時頃、X は、豊中市内のある交差点を普通乗用自動車に乗って時速約 50 キロメートルで直進中、横断歩道上を歩行していた V をはねて死亡させる事故を起こした。当時、X は強い眠気を覚えていたもののそのまま運転を継続し、交差点に入る直前に横断歩道上の V に気がついて急ブレーキをかけたが間に合わず、自車の前部を V に衝突させて路上に転倒させた結果、頭蓋骨骨折等の傷害を負わせ、外傷性ショックにより死亡させたのであった。

事故当時、たまたま現場の交差点付近を散歩していた A は、X が運転する自動車が不自然に蛇行していることに不審を抱き、とっさに手持ちのスマートフォンで、同車が交差点に入る約 10 メートル前から V に衝突するところまでの状況を動画撮影した。A は、撮影後直ちに同事故について警察に通報し、これを受けて現場に到着した警察官らに動画を見せながら、事故の状況について説明した。

翌日、司法警察員 K らにより、X および A の立会いのもとに現場の実況見分が行われ、その結果について司法警察員 K により調書が作成された。同調書には、現場の見取図が描かれており、その図上に、X が、横断中の V に気づいた地点、ブレーキを踏んだ地点、被害者と衝突した地点として示した場所、および、A が、当時自分がいた地点、蛇行する X の車両を認めた時および動画の撮影を開始した時の X の車両の位置、X の車両が被害者と衝突した地点として示した場所が記されていた。

その後、X は、同事件について、過失運転致死罪により起訴された。

【設問】 上記【事例】中の X に対する過失運転致死被告事件の公判手続において、(1) A が撮影した動画および(2) K が作成した実況見分調書を証拠として用いる際、その証拠能力に関して問題となりうる点を論じなさい。

〔第2問〕 次の①～③の用語について、関連する憲法または刑事訴訟法の条文に言及しつつ、各 150 字程度で簡潔に説明しなさい。（配点 30 点）

- ① 余罪取調べ
- ② 迅速裁判
- ③ 二重の危険